

## 第五号議案 会則の一部変更について

### 1 会則の一部変更の内容

現行会則と変更会則案の対照表

現行会則	変更会則案
(役員の職務) 第18条 1 会長は本会を代表する。 2 理事長は会務を統括する。	(役員の職務) 第18条 1 会長は本会全体を統括する。 2 理事長は <u>本会を代表し</u> 、会務を統括する。

### 2 会則変更の理由及び効力発生日

#### (1) 会則変更の理由

現在、事務処理上、理事長名での業務執行となっており、実質的には理事長が本会を代表しているため、会則変更を提案する。

#### (2) 会則変更の日程

会則変更のための総会開催日：平成 25 年 6 月 8 日

会則変更の効力発生日：平成 25 年 6 月 8 日